

日本居住福祉学会全国大会（2016年5月21、22日）

本学会全国大会が5月21、22日、大阪市立大学の高原記念会館と豊崎プラザで開催されました。研究発表、総会における居住福祉賞の贈呈、基調講演、シンポ、2日目の現地見学と内容が豊富だった。

●研究発表

21日は午前中が4人の会員が研究発表した。①イノベーション推進センターの昌子一郎氏「上勝町における高齢者ビジネスの導入効果」、②中京大学総合政策学部教授で本学会副会長の岡本祥浩氏「『居住福祉』の教育課程を考える」③京都大学／日本学術振興会特別研究員PD（文化人類学）の左地亮子氏「フランスにおける『移動生活者（ジプシー）』のための『適合住宅』政策の展開—居住福祉を通じたマイノリティの社会的統合の試み」④街なか居住研究会の福井英夫氏「地域コミュニティ活性化に向けた新住民の伝統的祭りへの参加に関する研究」。いずれも大変興味深い内容であった。

- ① **昌子** 最初「あの葉っぱビジネスの上勝町か」と思っていたら、報道などで伝えられるのとは違う側面を浮き彫りにしていた。一つは、「困っていることはないのか」と言う質問に対する答え。日本中から注目され、若い人がやってくるが、お年寄りがやれる仕事だから「若者なら簡単にできる」「田舎だからノンビリできる」と勘違いしている人がいることだそうだ。本当はお年寄りたちはふつうの人の3倍働いている。さらに仕事はノウハウの塊。山間地の標高差を頭に入れてものすごい工夫をしているという。もう1点は、健康寿命への効果だ。高齢者就業率が35.1%と高く、1人当たりの後期高齢者医療費が県内平均より7.4万円低く、要支援認定率も低い傾向にあるという。
- ② **岡本** WEB上で公開されている大学や大学院のシラバスの「居住福祉」「居住福祉論」を調査した。発表レジュメでは17大学が挙げられ、それぞれ福祉系、家政系、工学系、看護系、教育系、総合計に分類したが、岡本教授は「住宅確保要配慮者や被災者など、支援を必要としている人々の問題を中心に扱っている。……『福祉＝支援』との理解の下で『居住福祉』が認識されている懸念がある。……都市計画、経済、経営、教育、労働、文化・観光、消費、福祉の問題も取り上げる必要がある」と指摘した。
- ③ **左地** 数世代にもわたって移動住居（キャンピング・トレーラーなど）に住む数十万ともいわれるフランス市民「ジプシー」への居住政策をめぐる報告であった。政府は1960年代から移動生活者専用の集合宿営地の建設を促進し、90年代には、人口5千人以上の自治体に建設を義務付けた。しかし、2000年代に入ると定住化が進み、政府は法律を改正して「適合住宅」の提供に方針を転換した。この政策を左地さんは「移動の生活様式に関わる文化的差異を保持したまま、市民としての共通の権利を享受することを可能にする」ものとして先駆的と評価している。しかし、一

般市民からは「逆差別だ」などの反発が起き、居住地も都市の最周縁に追いやられて「ゲッター化」し、住所地を理由に職に就けないという、問題が生じており、その克服が課題という。

- ④ **福井** 大阪都心で生まれ育った報告者が「天神祭」を事例として、近年の高層マンション急増で住み始めた新住民の祭りへの参加意識を調査し、居住福祉資源としての伝統的な祭りの役割を探っている。アンケートの対象は出身小学校のPTA会員。小学生がいて比較的高所得の家庭が多いようだ。居住年数10年以下が多く、校区外出身者が約8割を占めるが、天神祭には4分の1が参加した。今は不参加でも祭りの準備や片付けに参加する意思のある人は半数弱もいた。しかし、町内会員は全体の約4割にとどまり、夫妻共働きは4割。祭りへの参加意識を地域自治にどう活かすのかが今後の課題である。

●居住福祉賞は、奈良県十津川村と、大阪市の「いくの学園」

21日午後の最初は居住福祉学会総会。その中で毎年、居住福祉を実践している団体等への「居住福祉賞」の贈呈がある。今年は、奈良県十津川村「『木造の応急仮設住宅と復興公営住宅の建設』地産地消と居住福祉を両輪に水害からの復興村づくり」と、特定非営利法人いくの学園(大阪市)「DV・貧困問題などで行き場のない女性たちへの長年の支援活動」の2件の代表に早川和男会長から賞状が贈られた。

十津川村からは、更谷慈禧(さらたに・よしき)村長自ら出席。約25分間パワーポイントを使い、2011年9月2~4日の村内で死者・行方不明者13人を出した「紀伊半島大水害」からの復旧・復興の経過を振り返った。村では、主力産業が林業という特性を活かし、仮設住宅(30戸)も復興公営住宅(13戸)も大部分を村産や県産の木材を使った。さらに地元の工務店9社が施工を担い、仮設は2ヵ月半、公営は約2年で住居を確保した。過疎化が深刻な村にとっては不振の林業の再生がカギであり、公営住宅の建設も、住民や森林組合、工務店などが施工に関するワークショップを何度も開き、ふつうの木造住宅の1.5倍の木材量にして頑丈な住宅を造るとともに復興資金の地域経済への還元に取り組んだ。

水害では、村内至る所に深層崩壊が発生。土砂が川をせき止めて土砂ダムをつくる状態になった。そこで2ヵ所の復興公営住宅の建設地は、これまで災害の無かった既存の集落内を選び、集落の中に溶け込むような配置でコミュニティ形成に配慮している。うち1ヵ所は、特別養護老人ホームに近く、さらに独り暮らしの高齢者向けの住宅建設も始まり、「居住福祉の拠点」としても期待されている。

「いくの学園」からは女性職員が出席した。同学園の前身は「府立婦人保護施設生野学園」。施設の廃止を機に1998年、暴力や貧困などで行き場のない女性たちへの支援と居住の場を提供する民間の「女のかけこみ寺 生野学園」となり、その後NPO法人化して2003年に現在の名称になった。現在はドメスティック・バイオレンス(DV)から逃れてくる女性たちのシェルターとして機能し、退所後も相談に応じ「ごはん会」などを開いてアフ

ターケアも行っている。活動は、民間の篤志家や地域社会のボランティアに支えられている。以前は女性たちが共同で住む一種のシェアハウスが住居だったが、今では1世帯ずつ入居できる住宅に替わっている。DVの被害を避けるため、場所も職員の氏名や顔も明らかにできない。受賞のあいさつに立った女性職員が「他の同じ様な団体では給料がもらえないが、ここは地域の人たちに支えられ、給料がもらえる」と話したことが印象的だった。

●記念講演

野口定久・日本福祉大学大学院特別任用教授は「居住福祉研究の現代的課題」を4つの領域に分けた。

1. **グローバリズムと居住福祉** ○貧困格差の拡大、テロの脅威、難民の拡散○地球環境問題・感染症等の広がり○高度情報通信社会の到来と一部労働力の排除

2. **ローカリズムと居住福祉** ○トランスナショナルな移住○「人口オーナス」時代の地域再生戦略○特色ある地域資源を活用した居住福祉産業の創出

3. **共同の創生と居住福祉社会の形成** ○公共政策としての居住福祉○居住福祉社会の思想○自然と人間の関係再考

4. **居住福祉学の思想体系** ○居住福祉資源の社会資本論(宇沢弘文氏の社会的共通資本)○居住福祉空間価値論○災害・減災のための居住福祉学

この中の「人口オーナス」とは高度成長期を支えた「人口ボーナス」の反対語である。消費の主役だった生産年齢人口が増え続けたことで経済成長を支えた時期の後に来るのが、人口オーナス(人口負荷)であり国内需要の減退をもたらす。野口さんはそれに対する戦略として「各地域が独自の特色を打ち出せる地方分権が地域再生には不可欠」と説く。特に、中山間地域と地方都市は「地方循環型経済居住圏」、中核都市と大都市は「適正規模居住圏」を形成する地域戦略を提案する。

「地方循環型」では▽地元資源や自然エネルギーを活かした仕事づくり▽地域に応じた医療・福祉・介護・教育サービスによる雇用創出▽Iターン、Uターン、Jターンの住宅と仕事場の確保▽NPO・社会的企業、公共事業への地方財政投資戦略などによる「福祉コミュニティ」の形成を目指す。一方、「適正規模居住圏」では▽空き家、空き店舗等の活用や建替え(条例化)▽元気高齢者の生きがい健康施策の推進▽自治会とNPO活動との連携推進▽地域包括ケアシステムの構築などを挙げた。

これらを実施する公共政策は「必要原理」に基づく「基礎的現物支給」であるべきであること、社会共通のストックとして機能する「居住福祉資源」を豊かにする重要性を強調した。「居住福祉資源」とは、地域社会の歴史の中で、または、新たに市民が主体的に知恵を出して作り育て上げたものをいう。例えば「鎮守の森」や社寺、銭湯、路面電車、公民館といった施設だけでなく、人と人をつなぐコミュニティを形成する伝統行事、お祭り、商店街などである。

特定の市民を「既得権者」とレッテルを張り社会的弱者を標的にしたような対立ばかり

が煽られる「分断社会」を終わらせるために「人間の尊厳と結びついた生活保障モデルを地方自治の中で創っていく」というのが野口さんの思いである。

●シンポジウム「現代社会と居住福祉の課題」— 生活困窮者自立支援法、地域社会とつながる児童養護、原発事故避難者の報告と討論

研究者と市民実践家の計3人のシンポジストが報告し、吉田邦彦・北海道大教授をモデレーターに活発な質疑討論があった。

最初に、大阪市大大学院生活科学研究科の岩間伸之教授（ソーシャルワーク）は2015年4月に施行された生活困窮者自立支援法を「居住支援」という観点から同法の政策の仕組みや理念、現状について「生活困窮者自立支援制度における居住支援のあり方と今後の課題」と題して報告した。次に、同大学院創造都市研究科の弘田洋二教授は、児童養護施設におけるホスピタリズムや保護されている子どもたちが地域とのつながりを失うといった問題意識に基づく「日常性の喪失を防ぐ保護のありかたについて—地域生活を重視する西成区『こどもの里』の実践から」と題する報告を行った。

最後に、東日本大震災・原発事故の避難者への支援に取り組んでいる「東日本大震災県外避難者西日本連絡会」（まるっと西日本）代表世話人の古部真由美さんは「震災後に生かす！被災しなかった自治体・民間の住宅支援」と題し、東日本大震災発災後における関西の各府県や民間企業の工夫を凝らした様々な住宅支援の政策を振り返りながら、「住宅支援とは時の被災県と被災者で解決すべき課題なのか？」と問題提起した。

住居と一体となった生活支援を

岩間教授は、同法の事業の中核は「就労支援」と「自立相談支援事業」であるが、「できる限り対象を広く捉え排除のない対応を行う」という「入り口」の広さに注目する。「就労自立まで距離のある人たち」を視野に入れた日常生活自立、社会的自立への「伴走的支援」もそれであるが、「本人の住まうところ」を拠点とする点から「居住支援」も重要な意味を持つとする。同法が自治体に求める必須事業には「住宅確保給付金」制度があり、原則3ヶ月に限り宿所や食事の提供をする任意事業の「一時生活支援事業」もある。岩間教授は「物理的に住居が提供されたとしても、一体的に提供されるべき生活支援や相談支援が適切に行われなければ有効な事業にはなり得ない」と指摘している。

これに対し、「自治体財政の現状はどうか？」という質問があり、岩間教授は「今の僅かな予算では無理だが、5年、10年の大仕事と考えてほしい。自治体が、ソーシャルワークの場として住居を絡めた政策を行うなどでその仕組みを徐々に変えていくことが大きな変革の一步になりうる」と話した。

子どもを地域社会から切り離さない多機能支援

弘田教授は、NPO法人「こどもの里」が、保護者とその児童の生活条件に合わせ、か

れらが育つ地域の社会的条件の不利にも配慮したエムパワメントプログラムの多様さ、専門的な人材の活用といった多機能性があることに注目している。児童養護施設の大舎制から小舎制への移行には「家庭的なものの中にある発達促進的な関係の実現」という要素がある。このため、2008年の児童福祉法改正で「ファミリーホーム」が制度化されたが、「こどもの里」はすでに1970年代後半から、日雇い労働者が集住する地域で、父親が飯場暮らしを余儀なくされた児童を緊急一次保護する機能を持ってきた。「こどもの里」への保護委託がなされれば、地域のファミリーホームでの保護・養育が行われ、子供たちも学校生活から切り離されることがない。弘田教授は「こどもの里に来た児童が自分の非を認めて謝り人との関係を修復していけるようになった。地域から子どもを引き離さないことが大切であり、少なくとも中学校区に1つはこうした施設は必要だ」と話した。

「さとにきたらええやん」は映画に

この日は、「こどもの里」の様子がスライドで紹介されたが、「さとにきたらええやん」（重江良樹監督）という映画になっている。淀川区十三の第七藝術劇場（06-6302-2073）で6月19日19時30分から先行上映され、7月2日～8日の毎日10時と12時半の2回上映された。

避難者への公的支援は公営住宅が唯一

古部さんは、東日本大震災後の関西の各自治体の取り組みに触れ、「物質的な喪失に加えて精神的な喪失も大きい被災者には、住宅のみの提供では不十分であり福祉的なサポートとセットになる必要がある」と強調した。例えば、大阪府は人材派遣会社のパソナに委託して住まいと仕事をセットにした事業を3年間実施したこと。京都府はボランティアを被災地に送り込んだ帰りのバスに避難者を乗せて府庁の公営住宅の受け入れ窓口に連れて行った。和歌山県の民間企業は母子避難者を受け入れたほか、障がい者や透析患者、避難所（コミュニティ）単位での受け入れなど独創的な対応策が行われた。その一方で、被災者への住宅支援が、被災県に請求書を回すだけで終わっている例も明らかにした。避難者への公的支援は公営住宅の提供が唯一でほかの支援はゼロ。それも、災害特有の法律や国の各種制度を勉強しないと前には進めず、住居を確保して身を守ることができない。

実際、「まるっと西日本」には、民間で受け入れられた住宅の居住者から「追い出されそう」という涙ながらの電話がかかってくる。または、障がい児を抱えた母親や高齢者が、自治体から退去の誓約書の提出を迫られた例もあるという。古部さんは「私たちに相談に来る人たちは動けない人ばかり。生活保護にたどり着ける人はまだしも、孤立して借金まみれの人も多い」と訴えた。討論でも「福島県からの避難者に対して、同県と東京都が都営住宅を立ち退くか、福島県に帰るかの選択を迫っている」という声が上がっていた。

国際人権規約に基づく国内法を作らない日本政府

討論では、「住む場所」とともに「暮らす場所」の保障の重要性が浮かび上がった。石川久仁子・大阪人間科学大学准教授は「その両方を同時に実現する資源開発が必要だ」と述べ、仙台市のNPO法人みやぎ「こうでねいと」理事長の斎藤宏直さんは「心のセーフティネットを具えたオールマイティの住まいは、民間で痛みを分かち合える人でないと対応できない」と自らが取り組むセーフティハウスの重要性を強調した。

全泓奎・大阪市大教授は「3人の発表者の報告から浮かび上がるのは『地域』。その中で横のつながりをつくり、地域社会全体で取り込んでいくような社会の包容力をどう高めていくかが課題」と話した。また、京都の在日韓国朝鮮人集落の立ち退き問題に取り組む「ウトロを守る会」の斎藤正樹さんは「『強制立ち退き』に関する国連人権委員会（現理事会）の勧告があるのに日本政府は関係国内法を変えようとしない。原発事故の避難者のことが心配である。日本のNGOは人権理事会のあるジュネーブでも働きかけをしている」と述べた。

●22日は「豊崎長屋」現地視察

全国大会の2日目の5月22日は、大阪市北区の大阪市立大学豊崎プラザの現地視察であった。豊崎プラザ（豊崎長屋）は、家主が住む主屋1棟と賃貸の長屋6棟（20戸）が路地を挟んで一群を成す「大阪型近代長屋」の典型例である。同大学では、そうした建物群を「耐震改修と都心居住の不動産モデル」として研究対象にしている。

この周辺は、梅田から徒歩15分の好立地から高層マンションが次々と建っている。ところが、すぐ南側の「中崎町」は、狭い道路挟み木造の長屋や店舗が密集するレトロな町並み。古民家を再生したカフェ、ファッション・古着店、雑貨店、ギャラリーなどのお洒落な店が進出し、今や若者の人気スポットである。豊崎プラザは、こうした社会的な再評価の動きを意識した「大阪型近代長屋」の再生プロジェクトである。

この日の視察は、地下鉄谷町線中崎町駅の改札口に20人余りが集合。藤田忍・大阪市大大学院生活科学研究科教授の案内でまず、「中崎町」の街中を20分ほど散策した。とにかく若者が多い。藤田教授が、草ぼうぼうのカフェの前で自転車に乗った男性に声をかけた。ダンスのアーティスト。この町の仕掛け人の一人らしい。

豊崎長屋は、大正期の1921年に移築された主屋と一部の長屋、1925年築の長屋で構成され、主屋の吉田家住宅は登録有形文化財に選定されている。この長屋が残った理由は、太平洋戦争の空襲に遭わなかったこと、家主の吉田家が貸家の近接にあり店子との人間関係が深く、家主にとっても愛着のあるふるさとであったこと、それに家主がほかに職業を持ち、貸家経営が儲からなくても副業的に経営できたなどが挙げられている。

藤田教授によると、耐震改修は、大阪市の耐震補強制度を使い、居住者がいることを配慮して空き室中心に5棟14戸に施した。限界耐力計算法を基に、耐震リブフレームや耐震リングといった構造の補強材、地震の揺れを吸収する土壁の代わりとなる荒壁パネルなどを使っている。内装では、電気の配線を隠すため表面を手斧で削って仕上げた風の木のパ

ネルを壁に取り付けるなどの工夫がなされている。また、豊崎長屋北端の1897年築の「北終長屋」は全面改装し、障がい者が「さをり織り」の講師を勤める「手織り体験工房」にするなどの福祉的活用がなされ、居住者同士の支え合いを重視した長屋コミュニティの再生も目指している。

長屋には経済的なメリットも大きい。マンションに建替えれば数億円かかるが、耐震改修中心の改造工事費用はその数十分の一。家賃を比較的安く抑えられ、若い夫婦などが都心に居住することも可能だ。複数の飲食店が入居し繁盛している阿倍野区昭和町の「寺西長屋」も好例だ。しかし、大阪市内にある数千棟の長屋の約3割は空き家で、不在家主を中心に多くの所有者がその利用に手をこまねいているのが現状である。そこで大阪市大を中心に実行委員会を作って毎年のように市内各地で開催しているが「オープンナガヤ」などである。長屋の見学会やまち歩きなどを通じて、長屋や長屋暮らしの魅力を知ってもらう機会にしようと試みている。